



# 長野県宿泊税の概要

(目的)

県が目指す世界水準の山岳高原観光地の実現に向け、観光資源の充実、旅行者の受入環境整備その他の観光振興を図る施策に要する費用に充てるため宿泊税を導入します。

(制度の概要)

項目	内容
名称	長野県宿泊税(法定外目的税)
課税客体	宿泊行為
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
税率・税額	<b>1人1泊あたり300円(施行日から3年間は200円)</b> ※松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村及び野沢温泉村内においては、 県税は150円(施行日から3年間は100円)となりますが、別途市町村により宿泊税が課税されます。 各市町村の税率・税額については、次ページをご参照ください。
免税点	<b>6,000円未満の宿泊料金(素泊まり、税抜き)の場合は課税しません</b>
課税免除	<b>(1)学校の教育活動又は研究活動として宿泊する場合</b> <b>(2)保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合</b> <b>(3)地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクールが主催する行事として宿泊する場合</b> <b>(4)中学校等の部活動の地域展開により実施される活動として宿泊する場合</b> ※(1)~(4)のいずれも、学校・施設・団体の長の証明が必要
制度開始日	<b>令和8年(2026年)6月1日の宿泊分から</b> ※課税開始日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます

# 独自に課税を行う市町村の税率・税額について

市町村名	1人1泊当たりの宿泊料金 (いずれも素泊まり・税抜き)	県と市町村の合計税率 ※1 (~R11.5.31宿泊まで)	県と市町村の合計税率 ※2 (R11.6.1宿泊以降)	課税免除
松本市	6,000円未満	—	—	県準拠
	6,000円以上	200円	300円	
軽井沢町	6,000円未満	—	—	
	10,000円未満	200円	300円	
	100,000円未満	250円	350円	
	100,000円以上	700円	800円	
阿智村	6,000円未満	—	—	
	6,000円以上	300円	350円	
白馬村	6,000円未満	—	—	
	20,000円未満	200円	300円	
	50,000円未満	400円	500円	
	100,000円未満	900円	1,000円	
	100,000円以上	1,900円	2,000円	
野沢温泉村	6,000円未満	—	—	
	6,000円以上	1人1泊当たりの宿泊料金の3.5%	1人1泊当たりの宿泊料金の5.0%	

※1:うち100円が県税 ※2:うち150円が県税

# お問い合わせ先

## 【長野県】

< 宿泊税の用途、広報、課税免除に関すること >

- 観光スポーツ部山岳高原観光課 企画経理係 **TEL:026-235-7247**  
HP: [https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/syukuhakuzei/zei\\_gaiyou.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/syukuhakuzei/zei_gaiyou.html)

< 宿泊税の手続きや納税に関すること >

- 長野県 総務部税務課 課税係 宿泊税担当 **TEL:026-235-7048**  
HP: [https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/syukuhakuzei\\_tebiki-youshiki.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/syukuhakuzei_tebiki-youshiki.html)

## 【独自に課税を行う市町村】

- 松本市 市民税課庶務担当 **TEL:0263-33-4218**
- 軽井沢町 税務課地域振興税係 **TEL:0267-45-8514**
- 阿智村 出納室 税務係 **TEL:0265-43-2220(代表)**
- 白馬村 税務課課税係宿泊税担当 **TEL:0261-85-0712**
- 野沢温泉村 総務課税務係 **TEL:0269-85-3111**